

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03386

研究課題名(和文)人種差別撤廃条約と日本社会の変容

研究課題名(英文) The transformation of Japanese society by Japanese accession to the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination.

研究代表者

村上 正直 (murakami, masanao)

大阪大学・国際公共政策研究科・教授

研究者番号：70190890

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、「人種差別の撤廃に関する国際条約」(「人種差別撤廃条約」又は「条約」)の日本への影響に注目し、同条約による日本社会の変容の現状を検証することにある。その焦点は、私人間の人種差別の禁止、ヘイトスピーチの規制及び被害者の救済に宛てられる。

本研究により、国際法的研究では、人種差別禁止規範に関し裁判例や実践例が集積し、当該規範が精緻化されていること、また、国内法的研究では、国際的動向が人種差別撤廃条約などを通じて日本社会に影響を及ぼしていることが明らかになった。その成果の概要は、「人種差別撤廃条約と日本の社会の変容」(7. 研究発表・図書『自由の共有と公共政策』所収)にまとめた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、この10年間ほどみられなかった本格的で、重要論点を踏まえた総合的な人種差別撤廃条約研究としての学術的意義がある。また、本研究は、日本社会の変容という観点からみて注目すべき諸問題を検討するものであり、人種差別撤廃条約の個々の規定の国内的实施という視点を越えた、日本社会のありようそのものを取り扱うことにおいて独創性がある。この作業を通じて、将来の日本社会のありようについての示唆を得ることもできると考えている。

さらに、本研究は法学教育上の価値もある。法科大学院の国際法教育に携わる者として、十分には教授されてこなかったこの条約の意義と影響に関し、法科大学院において講ずることができた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this Study is to analyse the impact of the "International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination" on the Japanese society, and to show the current state of the transformation of Japanese society by the Convention. The main focus of this study are on: the prohibition of racism among private individuals, the regulation of hate speech and the relief of victims.

This study shows that; in international legal research, there are increasingly judicial precedents and other practice on the norms of racial discrimination and that norms are refined. In domestic legal research, it has been revealed that that norm has an impact on Japanese society mainly through the Convention. A summary of the achievements of this study are summarized in "The International Convention on the Elimination of Racial Discrimination and the Transformation of Japanese Society" (7. Research presentation/book "Sharing freedom and public policy").

研究分野：国際人権法、国際法

キーワード：人種差別撤廃条約 人種差別撤廃委員会 反人種主義・不寛容に関する欧州委員会(ECRI) ヘイトスピーチ 私人間の人種差別 人種主義的動機

1. 研究開始当初の背景

ここ10年ほどの間、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」(「人種差別撤廃条約」又は「条約」)に関する本格的な研究業績はなく、また、諸外国においても包括的・総合的な人種差別撤廃条約研究はない。そのような状況のもとで、特に日本では、条約が対象とする一定事項について、この10年間ほどの間に量的及び質的に相当程度の進展や変化がみられる。特に、私人間の人種差別の禁止やヘイトスピーチ、被害者の救済の問題においてそうである。本研究は、これらの問題を中心として、人種差別撤廃条約を契機として、又はそれを媒介として、日本社会が変容しつつある(価値序列の変動や人種差別禁止規範の重視など)、その現在を描き出し、将来を展望しようとした。

2. 研究の目的

人種差別撤廃条約が日本について発効(1996年)したのち、日本の裁判所や、国及び地方の行政機関及び立法機関、さらに社会一般において人種差別により厳しい目が向けられるようになった。そこでは、様々な価値・利益の衡量において、従来になく人種差別禁止規範の重みが増してきている。また、最近の裁判例では、刑事事件における量刑や民事事件における損害賠償額の算定において、行為の人種主義的・人種差別的動機の悪質性がより意識されるようになりつつある。日本社会において、価値の序列に変動がみられ、それは社会全体の変容をもたらしつつあるように見える。本研究は、主にかかる視点から、司法や立法などの場における、人種差別撤廃条約の日本への影響を解明しようとするものである。

3. 研究の方法

(1)本研究は、国際法的研究と国内法的研究の2つの柱からなる。国際法的研究では、特に次の3つを検討する。すなわち、人種差別撤廃委員会の実行及びそれとの関連における各当事国の実行、欧州人権裁判所の裁判例、及び欧州評議会(Council of Europe)の「反人種主義・不寛容に関する欧州委員会(European Commission against Racism and Intolerance(ECRI))」の実行である。本研究は人種差別撤廃条約に焦点を研究であるが、同条約及びその実施機関である人種差別撤廃委員会は、人種差別の問題を取り扱う唯一の機関ではもちろんなく、人種差別禁止規範の明確化や深化という点で他の関係機関と関連性を有する。特に、欧州の経験は貴重である。上記の検討対象はこのような観点から選択されている。

(2)国内法的研究では、まず、立法に関係するものとして主に、2002年の「人権擁護法案」や2005年の「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」、2016年の「日本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」など、国及び地方自治体レベルの法律や条例を検討対象とする。

次に、司法に関係するものとしては、特に私的人種別の禁止にかかわる裁判例やヘイトスピーチ関連の裁判例を中心に、その収集と分析とを行う。ヘイトスピーチ関係の裁判例のなかには、人種差別の犠牲者の救済にかかわる論点(行為の人種主義的動機の重視や複合差別の問題など)をも含んでいるから、その分析により、研究対象をほぼカバーすることができる。

4. 研究成果

(1)国際的な場面で注目すべきは、次の3点である。

人種主義を動機とする殺害などの行為があった場合には、その行為はより悪質とされ、その動機の解明が必要であるとされる。例えば、欧州人権裁判所は、人種主義的動機に基づいた、警察によるロマ民族構成員の殺害が取り扱われた *Nachova v. Bulgaria* [GC] (2005年、*Reports* 2005-VII) が注目される。同判決は、警察による殺害の事案において、人種主義的動機が存在が疑われる場合には、それを調査する手続的義務があり、それが不十分であれば、欧州人権条約違反があるとされる。このことは、基本的に人種差別撤廃委員会においても同様である。すなわち、同委員会は、人種主義的偏見や態度に起因する犯罪や行為について迅速で厳格な対応を求めてきた。例えば、同委員会は、1993年の「意見 (Opinion)」において、人種的暴力の脅迫がなされた場合、特にそれが公然かつ集団によりなされたときには、相当の注意をもってかつ迅速に調査する義務があるとされる。また、1993年の「一般的勧告 (general recommendation) XV」において、委員会は、人種間の暴力行為やその脅迫は、同種の行為を誘発し、敵対的な雰囲気醸成しやすいため、当事国が直ちに介入することが効果的に対応する義務を満たすとし、さらに、2000年の「ロマに対する差別に関する一般的勧告 XXVI」においても、人種を動機とする暴力行為を調査し、処罰するための、警察、検査及び裁判所の迅速な行動を確保すること、加害者の不処罰をまねくことのないこと、特に逮捕・拘禁に関連して警察がロマに対して違法な武器使用をしないよう措置をとることなどを勧告している。

行為の動機に人種主義がある場合には、人種主義的動機は刑の加重要因となり、また、量刑に影響を及ぼす要因となることが一般的に要請されるようになった。上記の欧州人権裁判所の事例では、この点は取り扱われてはいないが、欧州では、2008年の「一定の形態における人種主義及び外国人排斥の表現を刑事法を用いて闘うことに関する、2008年11月28日の理事会枠組決定 2008/913/JHA」の第4条が、「人種主義及び外国人排斥に基づく犯罪 (Offences concerning racism and xenophobia)」に関し、次のように定めている。「加盟国は、人種主義的及び外国人排斥的動機が加重要因 (an aggravating circumstance) とみなすか、又は、かかる動機が裁判所による量刑において考慮されることができるようになることを確保するために必要な措置をとる」。また、人種差別撤廃委員会も、例えば、2004年の「市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 XXX」において、人種的動機・目的をもって犯罪を行ったことを刑の加重事由とし、当該犯罪に対してより厳格な刑罰を科しうることを定める規定を刑事法のなかに導入するよう勧告する。

人種主義的動機の立証責任については、欧州人権裁判所の上記事案において、大法廷では立証責任の転換を求めることはなかった。しかし、小法廷では、人種主義的動機に対する効果的な調査義務と、立証責任の問題とをリンクさせ、当該義務の不履行により人種主義的動機の不存在の立証責任を被告に負わせることとした。また、「人種的身分又は種族的出身とは無関係に人間の平等な取扱いの原則を実施する、2000年6月29日の理事会指令 (COUNCIL DIRECTIVE 2000/43/EC of 29 June 2000 implementing the principle of equal treatment between persons irrespective of racial or ethnic origin)」第8条1項は、「加盟国は、平等の取扱いの原則が適用されなかったが故に被害を受けたと考える個人が、裁判所その他の権限ある機関の前で、直接的又は間接的差別があったと推定されうる事実を立証したときには、国内の司法制度に従い、被告が平等の取扱いの原則の違反はないことを証明する責任を負うことを確保するために必要な措置をとる」とする。

以上のように、国際社会では、人種差別や人種主義に対しては厳しい態度で対処することが求

められる。その他、私人間の差別の問題やヘイトスピーチに関する問題についても、豊富な例が存在するが、その一端は、人種差別撤廃条約の日本に対する影響のところで簡単に触れる。

(2)日本では、特に私人間の人種差別の禁止とヘイトスピーチの規制において、従来とは異なる状況が生じている。私人間の人種差別の禁止については、人種差別撤廃委員会は、従来より私人間の人種差別を一般的に禁止するよう勧告をしてきた。日本は、その規制に消極的であったが、変化は、まず裁判所でみられるようになった。すなわち、私人間の人種差別が問題となった事案において、1999年の宝石店へのブラジル人の入店拒否事例に関する静岡地裁浜松支部判決以降、差別の被害者による損害賠償請求を認める例が相次いでいる。立法の場面では、裁判所の対応より少し遅れ、2000年に入ってから動きがみられた。つまり、私人間の差別を規制する法律の導入が図られ、また、一定の条例が制定されるなどの動きがみられるのである。最近でも、条例レベルでの対応がなされつつある。

次にヘイトスピーチの規制については、人種差別撤廃条約の規定及び人種差別撤廃委員会は、その規制を求めるが、これについても日本は消極的であった。ここでも、変化は、まず裁判所でみられた。いわゆる在特会をめぐる裁判例がそうであり、その最初のもは、2013年の京都地裁判決である。それ以降、同種の裁判例において、いわゆる人種差別やヘイトスピーチの被害者に損害賠償を支払うように求める裁判例が続いた。立法の場でも、立法上の規制がはじまっている。2016年には、「ヘイトスピーチ対策法」が成立し、条例レベルでは、2016年の「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」や、2018年の「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が採択された。その他の自治体でも、何らかの形でヘイトスピーチを規制する動きが続いている。

(3)以上の研究成果により、人種差別の禁止規範のいくつかの側面における国際規範の成立と展開と、その日本への影響を明らかにし、日本社会の変容を描くことができたと考える。それは、この10年間ほどみられなかった本格的で、重要論点を踏まえた人種差別撤廃条約研究という学術的意義がある。また、国際的動向が日本に影響を及ぼし、日本社会の変容を語ることができつつある、その一断面を明らかにしたという意義もあると考える。

他方、例えば、人種主義や人種差別事案における損害賠償額や量刑における問題や立証責任問題は、日本の裁判例の詳細な分析には至らなかった(裁判例が少数であり、必ずしも一般的傾向を論ずることができなかつたことによる)。これらを含めて、より詳細で、十分な分析を行うことは、今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

| | |
|----------------------------------------|-----------------------|
| 1. 著者名 村上 正直 | 4. 巻 25 |
| 2. 論文標題 裁判所により難民不認定処分が取り消された者の難民該当性 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 新・判例解説Watch | 6. 最初と最後の頁 293-296 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|------------------------------------------|---------------------|
| 1. 著者名 村上 正直 | 4. 巻 1147 |
| 2. 論文標題 入管収容と自由権規約 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 69-73 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） ISSN0387-3420 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

| |
|-------------------------------------------|
| 1. 発表者名 村上 正直 |
| 2. 発表標題 人種差別撤廃条約における世系差別—人種差別撤廃委員会の実行— |
| 3. 学会等名 マイノリティ研究会（招待講演） |
| 4. 発表年 2017年 |

〔図書〕 計4件

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1. 著者名 星野 俊也、大槻 恒裕、村上 正直、大久保 邦彦、日高 薫、西連寺 隆行、床谷 文雄、安藤 由香里、河村 倫哉、佐伯 康考、清末 愛砂、北村 周平 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 大阪大学出版会 | 5. 総ページ数 312頁 担当部分 村上 正直「人種差別撤廃条約と日本の社会の変容」 pp. 107-135 |
| 3. 書名 自由の共有と公共政策 | |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1. 著者名 ジェームズ・R・シルケナート, ジェームズ・E・ヒッキー Jr., ピーター・D・パレンボイム [編著] 岡田 正則、紙野 健二、高橋 明男 [編訳] | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 成文堂 | 5. 総ページ数 ジョバンニ・パス著 村上 正直訳 「第21章 法の支配と国際連合」 483-496頁 |
| 3. 書名 法の支配と法治主義 | |

| | |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1. 著者名 村上 正直 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 信山社 | 5. 総ページ数 572頁 担当部分 村上 正直「人種 主義に基づく殺害」(pp. 434-439) |
| 3. 書名 共著 小畑・江島・北村・建石・戸波編『ヨーロッパ人権裁判所の判例II』 | |

| | |
|------------------------------|------------------|
| 1. 著者名 村上 正直 | 4. 発行年 2017年 |
| 2. 出版社 マイノリティ研究会事務局 | 5. 総ページ数 1-14 |
| 3. 書名 マイノリティ研究会ニュース NO.81 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|